

## 特定非営利活動法人川崎市重度身体障害者の会における 法令等遵守方針

### 【基本姿勢】

特定非営利活動法人川崎市重度身体障害者の会の理念に則り、社会的責任・使命を全うするためにも、特定非営利活動促進法をはじめ、障害者総合支援法、介護保険法等の各種法令を遵守する方針を法人としてここに定めるものとする。

社会的責任・使命を全うするためには、社会からの信用・信頼は不可欠である。社会からの信用失墜行為は許されず、その為にも、本方針の趣旨を十分に理解し、法人職員として法令順守に努めてもらいたい。

### 【基本原則】

- (1) 法人の担う社会的責任と公共的使命を認識し、健全な法人運営を行います。
- (2) 法令はもちろん、その精神までを遵守します。
- (3) 自己責任原則を基本として、公正公平な法人運営を展開します。
- (4) ご利用者の自分らしさと、安全、安心を守るとともに、自立支援とご利用者本位の精神を尊重し、誠実な法人運営を展開します。
- (5) ご利用者はもちろんのこと、法人職員、その他すべての関係者の人格を尊重し、地域福祉の健全な発展に貢献します。
- (6) 法人が社会に貢献する存在であることを意識します。
- (7) 利益は、理念遂行のための手段であると認識します。
- (8) 暴力や圧力については断固とした態度で臨みます。
- (9) 地域社会に貢献し、地域の未来により豊かで公正な社会を残すよう尽力します。
- (10) 難解な倫理問題に直面したとき、誰もが満足できるような解決策を諦めることなく、積極的に創造していきます。

平成25年6月11日制定

特定非営利活動法人 川崎市重度身体障害者の会

理事長 澤 藤 充 教